

生徒指導規程

福山市立精華中学校

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、福山市立精華中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、同時に小中9年間の見通しを持った一貫性のある生徒指導をおこなうためのものである。そのために、生徒が自分たちのルールを自主的、自律的に「考え、つくり、守り」充実した学校生活を送るという観点から校区で連携し必要な事項を定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 (登下校)

(1) 通学

○マナーを守り安全に登下校する。

○登下校時は、原則制服を着用する。部活動がある場合は、体操服や練習着のままで下校してもよい。また、最終授業が体育のときのみ、体操服での下校を許可する。

(2) 自転車通学者

○学校が定めた自転車通学区域（実測で1.0 kmを越える範囲）に該当する生徒で、学校に届け出て許可を得た生徒は自転車通学をしてもよい。

- ・通学用自転車は次の条件を満たすものとする。
- ・「自転車通学許可」のシールを貼ること。
- ・実用的で安全なもの。（装飾はしない）
- ・ブレーキなどに故障がなく、施錠(二重ロック)ができるもの。
- ・両立式のスタンド。（ロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイク等は許可しない）
- ・自分の体に合ったもの。（ハンドルなどの変形をしない）

○自転車通学者は次のことを守らなければならない。

- ・道路交通法を守り、左側を一路で走行すること。
- ・通学用ヘルメットを着用し、あごひもを締めること。
- ・雨天時には、カッパを着用するなどして、傘をささないで使用すること。
- ・自転車置き場の所定の位置に駐輪し、施錠すること。

○ヘルメットを着用していない、二人乗り、傘をさすなどルールを違反した場合は、保護者と連携する。指導の1回目は、本人と話をし、家庭連絡を行う。2回目は、自転車講習を行う。指導後も改善が見られない場合には、自転車通学許可を取り消す場合もある。

(3) 始業時間は、8時30分とする。それまでに教室で着席する。朝会のある日は、体育館で着席する。

(4) 下校時間は年間通して、17時とする。ただし、天候等の状況を見て、変更する場合もある。

第3条 (欠席、遅刻、早退)

(1) 欠席する場合は、必ず8時15分までに保護者に学校へ基本的には「すぐーる」で連絡してもらうこと。

(2) 朝学活後に登校した場合は、職員室に登校してきたことを報告してから授業教室に行くこと。

(3) 早退した場合、自宅に到着したことを学校に連絡すること。

第4条（服装）

（1）制服については、移行期間を定めず、気候や個人の体調等に応じて適切に着用するものとする。

○学校指定のブレザー

- ・高校入試と儀式的行事（入学式、卒業式、修了式）の際には、必ず着用する。

○学校指定のポロシャツ

- ・学校名、姓の刺しゅう入り
- ・シャツはズボンやスカートの中に入れる。

○学校指定のスラックス

- ・ベルトは無地の黒・紺・茶色とする。

○学校指定のスカート

- ・ひざが隠れる程度の長さ

○靴下

- ・色は白、黒、紺色の無地。
- ・派手でないワンポイントは許可する。
- ・メッシュ、レースの靴下、ルーズソックス、くるぶしが見えるソックスは不可。
- ・ストッキングやタイツは、色は黒、紺、ベージュのみ許可する。

○通学靴

- ・ひも付き、もしくはマジックテープの白色の無地（ロゴマーク等は白色、装飾なし）
- ・布製、またはビニール製
- ・ハイカットや靴底の厚いものは認めない。

○その他

- ・寒い時には、ポロシャツの上に指定のベストまたは指定のセーター（紺色）を着用してもよい。
- ・下着については、無地（ワンポイント可）とし、そでや襟もとから見えないようにする。
- ・冬時期の登下校時に学校指定のウィンドブレーカーや手袋・マフラー等の着用を認める。ただし、教室内では外すこと。
- ・夏、冬共通して、教室が寒く感じたら、体操服（長袖）を着用して調整する。
- ・ベストやセーター、ブレザーを着用しない際は、ポロシャツの第1ボタンを外してもよい。ただし、儀式時等には正装で参加する。

第5条（頭髪）

（1）高校入試や面接試験にいつでも臨める状態であること。

○前髪が目にかからないなど、学習や運動に適した髪型にすること。

○肩にかかる場合は、黒、紺、茶色のゴムでくくること。

第6条（不要物）

（1）学習活動に必要でないものは持ってこないこと。（携帯電話、ピアス、漫画、雑誌、ゲーム、お菓子など）

（2）（1）を持参した場合は、学校で預かり保護者へ返すことを原則とする。

第7条（その他）

（1）ひざ掛けは認めない。

（2）学校指定の通学カバンを使用する。他人のカバンと区別する目的でのキーホルダー等の装飾は認める。サブバッグとして、部活動で許可しているバッグを使用してもよいが、部活のバッグのみの使用はできない。また、長期休業中や土日の部活動については、活動に適した華美でないカバンを使用してよいものとする。

（3）校舎内では指定のシューズを履き、体育館内は指定の体育館シューズをはく。

（4）飲料水はお茶か氷のみとする。ただし、土日及び長期休業中の部活動中、体育大会練習期間中等はスポーツ飲料を認める。

（5）校内および登下校中に間食をしない。

（6）制汗剤（汗拭きシート・スプレー缶）、日焼け止めの使用は可とする。ただし、その全てにおいて無香性のもののみとする。

第8条（保健室の利用）

- （1）授業中に保健室を利用する場合は、授業担当の先生に「保健室連絡票」を書いてもらい、保健室に持って行く。教室に戻るときは、保健室で「連絡票」を受け取り、授業担当の先生に渡す。
- （2）保健室での休養は原則1時間とする。1時間をこえても回復しない場合や、体調不良が続く場合は、保護者と連携する。

第9条（部活動）

- （1）任意参加とする。年度途中で加入することはできるが、年度途中での部の変更は、原則できない。
ただし、1年生の仮入部期間中は、自由に体験をすることができる。
- （2）活動時間を守り、完全下校の時刻を守る。
- （3）服装は体操服・部活動で統一したユニフォームを基本とする。
- （4）徒歩通学者の場合、土日、祝祭日の部活動において、自転車通学登録を行えば自転車登校を許可する。
- （5）部室の鍵は、活動終了後職員室へ返却し、部長などが保管することはしない。
- （6）その他
 - 部活動中の水分補給以外の飲食は禁止する。
 - 使用する場所と道具等の管理および整頓はそれぞれで責任を持って行う。

第3章 規定に関すること

第10条（規定の周知）

この規定は、生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで周知する。
また、ホームページに公開する。

第4章 その他

第11条

（規定の見直し）

生徒指導規程は、状況に応じて見直しを行う。服装等については、状況に応じて特別な配慮を行う。

（規定の施行）

この規定は、平成24年4月1日より施行する。

- ・平成27年4月1日 一部改正 ・平成28年4月1日 一部改正
- ・平成29年1月1日 一部改正 ・平成30年12月1日 一部改正
- ・平成31年1月11日 一部改正 ・令和2年4月1日 一部改正
- ・令和4年7月29日 一部改正 ・令和5年4月1日 一部改正
- ・令和5年10月10日 一部改正 ・令和5年11月20日 一部改正
- ・令和6年1月15日 一部改正 ・令和7年3月3日 一部改正
- ・令和7年7月15日 一部改正 ・

